

令和 7 年 1 月 29 日

保護者の皆様へ

近畿大学泉州高等学校
校長 堀川 義博
生活指導部

SNS 利用に関する注意喚起へのお願い

師走の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校の教育活動に多大なご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨今は日常生活において、インターネットの利用は必要不可欠な状況になっています。Facebook や Instagram、X（旧 Twitter）に代表される SNS を通じ、個人が情報をいとも簡単に発信できるようになりました。SNS が身近になればなるほど、間違った情報の拡散や誹謗中傷等のトラブルが増えています。

SNS は様々な層の人々が利用しています。中には自己の利益を追求するために悪用する人、犯罪に繋がる行為を誘い、仲間、グループ作りを模索する人もいます。この状況の中で、時には予期せぬ犯罪の被害者や事件の加害者になってしまう危険性がはらんでいます。

本校におきましても、かつて、女子生徒に「制服のローファーの写真を送って」、「制服を脱ぎ履きしている動画を送って」などのメッセージが送信され、何の疑いもなく返信するという事象がありました。また、加工を施した写真が SNS に投稿され不安に駆られている生徒もいます。

本校は SNS の利用には大きな問題が潜むと認識をし、常識を踏まえた正しい使い方の指導をしています。事象によっては警察署等の第 3 者機関に相談をしている経緯もあります。

このような状況を踏まえて、ご家庭内におかれましても、生徒たちが情報リテラシー、情報を適切に読み取り、目的に合わせて正しく活用する能力を高め、不測の事態が生まれないようご指導のほどよろしくお願ひいたします。

なお、上記の内容で困り、悩むことがありましたら、躊躇うことなく学校に相談してください。また、状況によっては最寄りの警察署や第 3 者機関に相談していただくのも不安解消への一つの方法です。下記に相談先の QR コードを貼付しておきますのでご利用ください。

今後も本校の教育活動に相変わらぬご支援、ご協力賜りますことを心よりお願い申し上げます。



**SNS でいやなことを書き込みされた。我慢するしかないの？
それって「誹謗中傷」の被害かも。**

みんなに知られたくないことや、嘘を、SNS やインターネットに書き込みされた、
ルックスや体型のことを侮辱された場合、
「誹謗中傷（名誉毀損・侮辱 刑法第 230 条・231 条）」という犯罪被害です。



相談先・被害について
詳しく知りたい

**自分の写真が勝手に拡散されてる。つらい…
それって「画像拡散」の被害かも**

個人が特的できる画像を勝手に掲載された場合、「画像拡散（肖像権の侵害）」
という犯罪被害です。性的な画像の場合は「性的映像記録提供等罪」「性的映像記録保管罪」
「性的姿態等映像送信罪」「性的姿態等映像記録罪」という犯罪被害です。



相談先・被害について
詳しく知りたい